

工事請負契約締結について

工事請負に関し、次のように契約を締結する。

熊本市長 大西 一 史

1 工 事 名 (仮称)熊本市消防局東側庁舎増築及び震災復旧等工事

2 請 負 金 額 537,840,000円

3 契約の相手方 竹内・山口建設工事共同企業体

代表者 熊本市東区尾ノ上4丁目20番11号

株式会社 竹内工務店

代表取締役 竹内 浩二

熊本市中央区保田窪1丁目3番20号

株式会社 山口工務店

代表取締役 山口 隆博

(提出理由)

工事請負契約締結について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第16号)第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。